

平成27年度第2回練馬区都市計画審議会高度地区評価・景観部会 会議の記録

- 1 日 時 平成28年1月18日(月) 午後6時30分～午後8時57分
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1903会議室
- 3 出席者 藤本昌也、加藤仁美、柳沢厚、久間常生、稲垣道子、
日置雅晴、平子隆一
都市計画課長、開発調整課長、建築審査課長、
練馬まちづくりセンター所長
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴人 0人
- 6 報告事項 景観整備機構(練馬まちづくりセンター)の活動状況について
- 7 その他 高度地区の最高高さ許可における再許可の手続きを要しないもの
として取り扱うケース(案)

平成27年度第2回都市計画審議会 高度地区評価・景観部会

(平成28年1月18日)

事務局 ただいまから平成27年度第2回高度地区評価・景観部会を開催いたします。

本日は、委員を改選して初めての部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局のほうで進行させていただきます。

まず、本日の次第についてご案内いたします。お手元の次第をご覧ください。

はじめに、委員委嘱。次に、委員・幹事等紹介。その次に、部会長、副部会長の選出。その後、案件として「景観整備機構（練馬まちづくりセンター）の活動状況について」ご報告いたします。

最後に、「その他」といたしまして、前回皆様にご検討いただいた高度地区の特例許可の件で、現在の進捗状況等についてご報告いたします。

以上が本日の次第でございます。

続きまして、配付資料についてご案内いたします。

本日、席上に配付しております「地域景観資源登録制度のパンフレット」と「景観まちなみ協定制度のパンフレット」、それから「ねりまの散歩道」につきましては、前回もお配りした資料です。本日、報告の中でご覧いただくために用意いたしましたが、お帰りの際、もしご不要でしたら机の上に置いたままにさせていただいて結構です。

ここから先は次第に沿って進めてまいります。

まず、委員委嘱ですが、皆様の席上に委嘱状をお配りしております。そちらでご確認をお願いいたします。

次に、部会委員の皆様をご紹介いたします。本部会の委員につきましては、皆様再任ではございますが、改めてご紹介をさせていただきます。

お手元に名簿をお配りしておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

(委員紹介)

事務局 以上の皆様でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日出席している区の職員をご紹介します。

(幹事紹介)

事務局 また、本日は、報告事項「景観整備機構(練馬まちづくりセンター)の活動状況について」に関連いたしまして、練馬まちづくりセンターの小場瀬令二所長にお越しいただいております。よろしくお願いいたします。

練馬まちづくりセンター所長(以下「センター所長」) 小場瀬でございます。よろしくお祈いします。

事務局 また、小場瀬所長のほか、センターのスタッフの皆様にもご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、部会長、副部会長の選出です。

部会長、副部会長の選出は、練馬区まちづくり条例施行規則第81条第2項の規定により、委員の互選により選出することとされておりますが、いかがいたしましょうか。

特に皆様からのご意見がなければ、事務局としての案をお示ししてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

事務局 ありがとうございます。

それでは、事務局といたしましては、これまでに引き続きまして部会長は藤本委員に、副部会長は加藤委員にお願いできればと考えております。以上の事務局案でいかがでしょうか。

(異議なしの声)

事務局 異議なしというお言葉をいただきましたので、藤本委員が部会長、加藤委員が副部会長に選出されました。よろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行は部会長にお願いいたします。藤本部会長、よろしくお願いいたします。

部会長 それでは、早速ですが、第2回の部会を始めたいと思います。

1回目の時には全員が集合できませんでしたが、今日は全員集合ということで、お忙しいところ大変ありがとうございます。10月28日に第1回の部会を開催しましたが、その時は他の案件で多くの議論がありまして、小場瀬所長をずっとお待たせした上に、所長に関わる案件までできず大変失礼いたしました。今日はそのことについて報告していただいて議論をしたいということでございます。

もともとこの会というのは、案件があれば開くということだったわけです。案件がないと年1回も顔を合わせないことになりかねないということで、直接的案件がなくても最低1回、できれば2、3回は、幅広い景観をめぐるいろいろな議論をすることが必要ではないかと思っています。前回開催した1回だけでは終わらなかったもので、今日は第2回ということで、まちづくりセンターの方にもたくさん出ていただいておりますので、ぜひいろいろなご報告をしていただき、委員の方々とのクロストークをしていただきたいと思います。

それでは、説明をよろしく願います。

都市計画課長 前回、案件としておりました「景観整備機構の活動状況について」、前回、1件目の案件でいろいろご議論いただきまして時間も足りないということで、改めてお集まりいただきご説明するということになりました。

資料のほうで説明しておりますが、平成23年5月に練馬区が景観整備機構を指定することになり、その中で、まちづくりセンターがごさいます環境まちづくり公社を景観整備機構として指定したということでございます。

景観法の中では、景観整備機構についてさまざまな役割を規定しております。その中で、練馬区からまちづくりセンターに、景観整備機構としてこれとこれだけを限定的にやりなさいというような指定はしてありませんが、まちづくりセンターの事業計画に沿って、その内容で予算づけをし、委託という形で事業を展開していただいているところでございます。

23年度からこれまで、すでにさまざまな活動をしていただき、実績を重ねてきておりま

す。本日、報告していただくことは、これまでの成果を含めて蓄積されたものもございません。これまでご報告してこなかったのですが、この機会に活動をご報告し、委員の皆様のご助言をいただいた上で、今後の活動の発展につなげていきたいと思っております。

説明につきましては、まちづくりセンターの小場瀬所長ほかスタッフの方をお願いしたいと考えております。

では、小場瀬所長、よろしく願いいたします。

センター所長 練馬まちづくりセンター所長をしております小場瀬でございます。今日は、我々のために、説明する時間をいただきましてありがとうございます。

では、30分程度でということでございますので、お時間をいただいてご説明させていただきたいと思っております。

練馬まちづくりセンターが活動を始めてから今年度で9年目です。次年度でちょうど10年目になります。ここに書いてありますように、景観整備機構のご指定をいただいて、これもだいたい5年目というようなことで活動してまいりまして、練馬の景観を形成していくということで尽力してまいったわけでございます。

何分にも何かと力不足ということもございますので、ぜひ今日は委員の皆様のご示唆をたくさんいただき、またさらに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

景観整備機構ということで、区からの委託事業と、それから我々自身の自主事業という、大きくは2つに分かれております。委託事業については、参考資料1、2、3にそれぞれ概要が書いてございます。

それから、その後に参考資料4と書いてございますが、ここからがまちづくりセンターの自主事業ということで、過去のいろいろな経緯でこういう自主事業をやろうというようなことで取り組んだものでございます。

では、パワーポイントでご説明いたします。

最初でございますが、「とっておきの風景教えてください」ということで、これは地域

景観資源登録制度というものです。練馬の地域資源、景観資源を登録しようというようなことで、これは基本的にどなたでも「いいな」と思う景観を区のほうに願い出ただければ登録をするというような考え方です。ただ、すべてを登録するわけではございません。やはり委員会があって、そこでオーケーになったものだけを登録するという仕組みになっております。今、お手元にパンフレットがございますけれども、ここにあるような応募用紙を使って、写真とコメント、そこはどこの場所かというようなことを教えていただく。部門も、たてもの部門、みどり部門、まちかど部門、風景部門というように4つの部門を設定しています。

ただ、この部門の分け方はグレーゾーンがございますので、委員会で検討した結果、登録したいと思って応募された方のご希望どおりにならないこともございます。

ということで、現在、800以上にのぼる数が登録されておりまして、会場の後ろのほうに地図がございますけれども、景観資源の写真を実際の場所にちょっと貼ってみようというように作ったものでございます。

これで見ますと、かなり密度が高いところとまばらなところがあるということがわかります。これが1つの特徴です。やや真ん中の左下ぐらいのところは石神井公園で、ここはかなり数があるとか、若干そういう特徴もあるかと思えます。

応募総数は今のところ1,200件ぐらいで、実際に登録されたものが877件というようにございまして。登録数1,000件というのが1つの目標と考えております。

全体の数では、やはりみどり部門がかなり多くて、それぞれの部門で公的な資源と私的な資源というように分けて整理しております。

だいたいどのようなものかというのをちょっとご案内いたしますけれども、たてもの部門ですと、清掃工場の煙突とかそういうようなもの、私的なものですとこういう練馬にありますお店とか、それからちょっとしゃれたレストランとか、庚申塚みたいなものも登録されております。

それから、みどり部門で言いますと、これはかなり数が多くて、こういう桜、これは中

村小学校の校庭。これはかなり早くから校庭の芝生化というようなことに取り組んでおります。まちづくりセンターのほうでは、まちづくり活動助成を行っておりますけれども、その資金なども使って活動して、こういうふうに非常に立派な緑になっていますし、非常に活動も盛んなところでございます。

それから、みどり部門の私の部分では、こういう屋敷林、竹林、かなりたくさんございます。

まちかど部門では、この自転車レーン、千川通りのところの緑地帯、こういうふうに計画のときにうまく組み込んでいくというようなことで景観ができたところでございます。

それから、まちかど部門で、城南住宅、これは国の景観賞もとったということで、非常にいいところでございます。

そのほかに、これもまちづくりセンターとちょっと関わる人がちょっとしたベンチを置こうというような運動をされているような、そういうところも登録されております。

それから、風景のところでは石神井公園とか、こういうところもございますし、この石神井公園の周辺の住宅地でみどりが豊かなところも登録されております。

そのほかに、風景では、農の風景、お祭、こういうものも登録されております。

登録されたものは、インターネット上に登録されておまして、風景なら風景、建物なら建物というようなこともできますし、あるエリア、練馬とか石神井とかそういう場所で引いたり、あとテーマなどでも引けるようにしております。使い方としては、ここのエリアを今日は歩いてみたいと考えたときに、その中にどんな登録をされているものがあるかというようなことを検索することができるようになっています。

それから、所有者以外の方が応募したものを登録しようというときに、特に私のもの場合は、勝手に登録することができませんので、必ず所有者に了解をとってから登録をするようにしています。そのときに、登録をした方に「あなたの持っているものが登録されました。もしよろしければ、そこにちょっと看板、プレートをつけてください」というようなことを最近はお願いしています。

こういうことをすることによって、単に登録をしたというだけではなくて、区とその所有者の方がいる意味ちょっとコネクションを持つことができます。とっておきの風景で登録されたものがだんだん維持していくことがつらくなっていくというようなことがありますので、そういうときにお手伝いをしましょうと、そういう個人的なコネクションを日頃からつくっておくということ。それから、所有者自身にもあなたのところは風景として非常にいいんですよというようなことを褒めてあげるといったようなこととか、それから特にプレートの場合、重要なのは、ご近所の方にそれを知っておいてもらう。特に、大きな木、そういうものがあると枯れ葉みたいなものがご近所迷惑になる、そういうことも起こりますので、このプレートをつけることには、みんなで支えていって欲しいというような意味合いもあるのかなと思っております。

プレートといってもそんなに大きなものではございません。あまり景観的に目立ってもかえってよくないというようなことで、取り付ける場所も所有者の方をお願いをしております。この幼稚園の入口なんですけれども、幼稚園はちゃんとこういうところにつけてくださっていますけれども、ある方によっては、大木のところにちょっとついたり、これは昔みそさんというところで、工場の奥のほうに、ちょっと目立たないんですけれども、練馬の方は奥ゆかしいというようなことで。それから公園のちょっとした入口みたいなところにとりつけてくださったり。これは憩いの森の公園のところ。非常に立派な個人のお庭の中にちょっとあるというようなことで、いろいろなところにつけていただいています。ときどき我々も散歩、タウンウォッチングに行くところにあるなというように見つけることがかなり多くなりました。それから、これも散歩した時、お寺の木のところについているのを見つけたものです。

というような感じで、登録の数はかなり増えてまいりましたので、これをさらにどういうふうに使っていくか。散歩ルートとか、そういうものとしては非常に有効に使えるかと考えております。願わくば、これから景観計画なり、大きな開発などがあるときに、このような資源を念頭に置いて、いろいろな計画を立ててもらおうというのが1つ考えられそう

な方向かと考えております。

続きまして、まちなみ協定でございますが、まちなみ協定というのは、この次のパンフレットでございます。ご近所からできるまちなみづくりということで、これは3段階ございます。一番簡単なのは3人協定というふうに言って、本当のお隣同士でできるようなもの。それから、もう少し人数を増やして、コミュニティぐらいで、みんなで協定を結びましょう。さらにもうちょっと広くというようなことで、3段階ぐらいのスケールで考える仕組みとなっております。

まちなみ協定自体は簡単に結べるというようなことが1つの特徴です。

ただ、逆にその分、具体的に色はこういうふうにしるとか、高さはこういうふうにしなさいとか、外壁の素材はこういうふうにしなさいとか、そういういわゆる規制をかけるというような性格は今のところございません。

それから、協定を結んでいると補助金が出るとかそういうこともございません。ただ、専門家を派遣して景観をどうやってつくっていくかという勉強会を開くというようなことができます。

まちなみ協定は現在のところ5か所で協定が結ばれております。最初に結ばれたのが、この北町地区の景観まちづくり協定でございます。これは、平成23年に結ばれたもので、第1号となります。

今、写真に出ております北町地区というのは、旧跡研究会が立ち上がりまして、これもまちづくり活動助成団体として我々まちづくりセンターのほうで応援していたわけですが、そこで協定を結んでいただいております。主に商店街が中心でございます。

こういうふうに最初に勉強して、それからさらに一緒に皆さんでまち歩きをして、「ちがや馬」というのが練馬の旧川越街道のところに伝統的な飾りものとしてありますので、そういうものをもう一度復活しようという活動。昔のお店の屋号、由来を紹介するようなものをこういうふうに掲示したり、高札みたいなものを各所に立てて、この通りをきちんと理解していただくというような活動をされて、もう少し建物自身の景観をよくするとい

う方向に進んでいけばいいのですが、まだそこまではちょっと行きませんで、商店街の振興とこういう景観をつくっていくということが両方からみで少しずつ進んでいるというような地区でございます。

その次、これが北泉地区とっている第2号のまちなみ協定でございます。この地区は、最初、20軒ぐらい、それから順次増えていきまして、60軒ぐらい、現在は100軒ぐらいの方が協定に入っているということで、非常に成功した、確実に地域の方の協力を得られているというような活動でございます。

基本的には、花いっぱい運動に近いのですが、こういうふうに家の前のちょっとしたスペースに緑、花を置いていこうというようなことで、手軽であるということもありますけれども、それがあ町会の中でみんながやりますと、例えば春なら春のときに菜の花を植えるということをみんなが一斉にやりますので、どこの街角に行っても菜の花でいっぱいという非常にきれいなまちになります。というようなことで、こういう感じで家の前のところのちょっとしたスペースを花でいっぱいにしていこうということを現在はやっております。

住宅だけではなくて、こういうお店でも協力してくれたり、それからちょっとしたスペースみたいなところで、ガーデニングの講習会をやったり、苗も自分たちで種をまいて、非常にたくさん苗をつくっているというようなことをやっております。

こういうふうに配ったり、それから花が一斉に咲くころですと、みんなで花見の会をやって、その後、道路端みたいなところで宴会をやっていろいろ反省会をやるということで大変楽しくやっております。

それを見て、「花を植えるぐらいだったら俺たちのところでもできる」というようなことで始められたのが、春日町地区でございます。

最初はガーデニングの専門家に来ていただいて講習会をやって、どういうふうに花を植えるかみんなでワークショップをして、ここはちょっとした集合住宅、都営住宅の横に空き地みたいなものがありまして、荒れ果てていたわけですがけれども、そこを「はるさん花

壇」という名前をつけて、みんなで緑化をしようということでスタートしております。

このように東京都のほうから補助金をいただいたりして、いろいろな苗を植えて、きれいに整備しているというところです。

その次の旭丘の千川通り商店街でございますが、これはこちら側が千川通りでございますけれども、ここにちょっと植え込みがございますして、こういうところをもうちょっと自分たちで緑化したいというようなことが最初のスタートでございました。いきなり公共の場所を勝手に緑化するわけにもいかないので、まず自分たちの足元から緑化していこうということでスタートしております。

花屋さんもここに参加しておりますし、酒屋さんも参加してワインの箱を提供するというようなことで、みんなで土づくりから始めて、こういうふうにワインの箱みたいなものに入れて緑化をしているというようなことで進んでおります。

このように、かなり実践的に進めていらっしゃるグループをまちづくりセンターとしては表に裏にというようなことでお手伝いをしております。

ここまでが資料1と2のところでございます。景観登録、景観協定というのはかなり実際的な活動の一環でございますが、資料3は区民に向けての景観保全・形成に関する取組でございます。景観に関して普及啓発をするということがこの資料3、景観ウォッチングということでございます。

これはよくいろいろなまちで行われておりますように、景観をいろいろ見て回って、何となく見ていたものがちゃんと意味があって、こういう景観になっているというようなことをよく学習していただくという性格のものです。見学するコースについても先ほどの景観登録してあるいろいろな素材みたいなものを事前によく確かめて、それからそのほかの場合によっては地元の話も聞いてルートを設定しておいて、実際にいろいろな方に見てもらおうというようなことで、こういうふうに専門家、もしくはここの地域の計画をご担当なさった方、そういう方にも参加していただいて景観を見て回るというようなことをやります。こういう計画のときのいろいろな苦労話、そういうことも含めて景観を見てもら

います。いろいろ苦労したけれども、最終的にはできなかったということも景観の場合にはたくさんございますので、そういうことも含めて説明を受けると、どうしてこういう形になっているかということが非常によくわかるので、何となく見るというのとは非常に違った学習になっているかなと思っております。

これも練馬の美術館のところですが、こういうふうになっております。

それから、これも集合住宅の前のところで、ちょっとしたこういうコーナーとか、こういう計画がどうしてできたかということを説明しています。

これは先ほどありました中村小学校の校庭の芝生の説明です。

これは、石神井公園内の氷川神社の説明です。ウォッチングもただ何となく見て、楽しかったというのではなくて、終わった後に必ず反省会みたいなことをやって、それなりにきちんとまとめて終了することとしております。

また、いろいろなウォッチングとか、まちづくり景観研究会などまちづくりに関連するまち歩きみたいなものがございますので、一回でさよならにしないで、こういう人たちを是非まちづくりセンターの友達になってもらうというようなことを日頃から心がけているところです。

これは先ほど景観協定のできた北町でございます。そこを歩いたときのコースでございます。歴史的なまちなみについて研究をしている北町の旧跡研究会の方がいらっしゃいますので、まずその方と一緒に事前に勉強して、それから景観ウォッチングに出かけるということでやっております。これもいろいろな道路標識みたいなものを集めたものとか、古いお地蔵さん、そういうものを集めたものです。実際にお店の方にいろいろな話を聞いたり、ちょっとした看板、植込みの説明を聞いたりというようなことをやっております。

これが景観ウォッチングでございますけれども、ウォッチングばかりしていてもしょうがないので、勉強会というようなことで、これは去年から始めた景観まちづくり講座というようなことで、これはどちらかというと座学タイプでございます。この座学をやって、私も初めてわかったんですけれども、まちを歩いて、もしくはワークショップ的なことを

やるというのは、リタイアした男の方にはちょっとつらいみたいで、座学的なお勉強会みたいなものは結構高齢者の男の方がたくさん詰めかけてくださいました。そういう方にも今後まち歩きのように参加してもらったり、景観をつくったりするほうにも参加してもらおうということを心がけております。

去年の第1回目は「地形」と「みどり」ということで、風致地区などについてお話を伺うというようなことで、その専門家の方を呼んで講演会を開きました。

第2回目は、江古田にあります旧同潤会の佐々木邸というところで、所有者の方で保存会をやっていらっしゃる方に講師をお願いしました。昭和9年に建てられた木造がそのまま残っているという非常に珍しい、建築史的にも意味のある建物ですので、最初建物について説明を受けた後、部屋の中でパワーポイントを使って説明を受けるというふうにいたしました。

こういう座学スタイルでやりましたけれども、男性の方が非常に多いというのが特徴でございます。

景観まちづくり講座について、今年はどんなことをやろうかということで、1つが、お宅の塀ぎわ10cmからできるみどりの景観アイデアというものです。非常に狭い空間であっても、緑被率を上げるにはどうしたらいいかをワークショップ形式でやる。

第2回目は昭和のレトロ建築というようなことで、練馬にもいろいろ探すとレトロ建築がそれなりにございますので、そういうものをどういうふうに保存していけばいいのかを第2回目でやる予定でございます。

第1回目の10cmの幅で緑化するにはどうしたらいいかということについては、ガーデニングの専門家の先生に来ていただいて、こういう議論をして、実際に景観をつくってみて、そこに緑化をしてみると、どういうふうになるかということを検討したところでございます。こういうマンションのところで緑化したり、戸建てのところで緑化すると、どういうふうに見えるかということで、横から見たりして、そういうようなことで体験をしていただくというような講座をいたしました。

これが景観まちづくり講座でございますけれども、そのほかに平成4年に区のほうで「ねりまの散歩道」を設定しております。全体で9コースがございます。そのパンフレットがございますけれども、平成4年につくったということで、だいぶ時間も経っておりますし、内容的にも場所によっては消滅しているところもございます。絵柄は、やや観光的なものになっておりました。

コース自体はここで設定されておまして、こういう神社仏閣型の散歩コースというようなルートは基本的に変えておりませんが、せっかく景観登録のデータを我々が入手しておりますので、多少景観を入れた「ねりまの散歩道」のパンフレットにしようということで、新しくこういう改訂版をつくりました。お手元にありますこういう「ねりまの散歩道」改訂版ということで、ルートの内容自体は変わっておりませんが、全体的な表現の仕方、そういうものを変えまして、シックでちょっとおしゃれな感じのパンフレットにするというようなことで、全体のルートを全部新しいパンフレットにし直すということをやりました。このような感じで、手書きのスケッチみたいなものも入れることで、前のパンフレットとはちょっと違った感じを出しております。

平成4年に設定したコースを基本的には踏襲しておりますが、いろいろなところで我々は地区ごとに色々な景観事業とか、まちづくり活動事業でとりかかっておりますので、そういうところでもう少し景観に重点を置いた散歩ルートみたいなものが設定できないかということで、これも今年度ぐらいから始めたわけでございますけれども、景観ルートマップというようなことで、かなり景観にシフトした、景観を中心とした散歩道というような設定で、ルートをまた考えております。

これについては、まだこういうパンフレットはございません。インターネット上にありまして、そこを歩きたい方はインターネット上で見てくださいというような形になっております。ということで、このようなルートをいろいろ設定しております。

これが景観ルートマップで、こういう資源を見せるとともに、こういうまちの歩き方のお勧めのスタイル、注意点、そういうこともちょっと載せるようにしております。

次からがまちづくりセンターの自主事業ということで、この資料4でございます。

まちづくりセンターでは、以前から区がやっていたいろいろな活動を引き継ぐという感じのものもございますし、まちづくりセンター独自にやり出したものもございます。

最初にご説明するのは、北町をモデルにした景観まちづくり、アイデアを検討するというような景観まちづくり研究会についてです。主に建築士会の方が中心となっていますが、都市計画マスタープランや景観計画を立案するときにはかなりご尽力いただいた方が、その計画ができた後もやはり活動しようということで景観まちづくり研究会というものをつくって、何となくどこかの場所でやるというのではなくて、例えば北町みたいなものは景観のほうの協定もできているので、そこで実際に研究してみようというようなことで昨年度から取り組んだものでございます。

こういうふうに研究をして、学習して、それから実際にまちを歩いた後に、今度はどういふふうに景観を理解すればいいかというようなことで、どうしたらやれるか、スケールをどういふふうに考えたらいいかということ、きちんと整理をしていただいたものです。

それから、いわゆる借景という言葉がございますが、借景ばかりしていたのでは駄目で、人に景観を貸すぐらいな感じでやらなければというようなことで、非常に点的な貸し景、それから線的なもの、面的なものというような広がりを持たせて、こちらのほうにそれぞれの場所ごとにどんなことが考えられるかというようなことで、貸し景についての検討ということも最終的に成果としてまとめていただいたものです。これがその下の部分でございます。

これが景観まちづくり研究会の作業でございます。景観まちづくりの方々の活動はかなり景観計画に直結するような研究をされているわけですが、もう少し、ある意味素人の方でもまち歩きをして、楽しもうという活動もあります。景観に関して非常に広い範囲の人たちに参加してもらい、景観を楽しんでもらおうという活動をされている方々がいらっしゃいます。それが撮り歩きワークショップで、それに我々もお手伝いをしているというところで、比較的こちらのほうは場所を限定せずいろいろなところで出没をして撮

り歩きをやる。素晴らしいところばかりではなくて、面白いところも撮り歩く。

最後に、こういうふうにポスターカードみたいなものにして、きちんと整理をするということも必ずやっております。なぜこれがいいのかということも議論していきます。

最終的には1年に1度、練馬の美術館をお借りして、「ねりまの風景展」を毎年やっております。それから、昨年度は南田中図書館と連携して、図書館の中で風景展をやりました。

夜には、図書館の外壁を使って、プロジェクションということで、ここに画像を映し出すというようなこともいたしました。

それから、これは音のサウンドスケールというようなことで、実際にまちに出て、音をいろいろ聞くというようなことをやったものです。やはりそういうときにトークセッションみたいなものをやりまして、景観の専門家を呼んできて議論をするということもしております。

さらに、みどりの資源を保全していこうというような自主事業もやっております。これは、たまたまですが、空き庭と言っていいと思いますけれども、練馬庁舎からちょっと南のほうにございまして、そこをもう少し有効に使えないかというようなご相談があったところで、では庭の部分については地域の方々と一緒にもう少しくま利用し、かつ管理・運営をしていくにはどうしたらいいかということで、「笑和の庭」というふうに言っておりますが、笑って和するというような名前をつけて、月に1回、地域の方と集まって、庭の手入れをするというようなことをやっております。こういうふうに庭をどういうふうにするか、集まってきた時に、みんなで手入れをするということをやっております。

さらに、手入れをこういうふうにするだけではなくて、土づくりをしたり、ハーブティールをつくったり、味噌をつくったり、そのようなこともやっております。

それから、そういう活動をしていると、やはり非常に広い庭をお持ちで、それをやや持て余しておられるような方が、活動を見に来られることがあります。それで、こちらは大泉学園のほうの個人のお宅なんですけれども、非常に立派なお庭をお持ちの方なんです、

なかなかこれを維持、運営、管理していくのは難しいということで、去年11月ぐらいに、「ちょい庭」という、みんなで庭を見せ合うような、そういう会をしましょうということで、大泉学園で実施いたしました。

非常に立派なこういうお庭みたいなものを何もしないでいるとミニ開発になりやすいということもあります。なかなかこの活動によってミニ開発を防ぐことができるわけではないのですが、やはり地域の方々にご理解をいただいて、可能であればいろいろ協力をいただいて、立派な庭をそれなりにきちんと管理、運営して、かつ地域の皆さんで楽しむということによって、そういう非常に大きな庭が地域の資源になっていくのではないかというように、自主事業の中で活動しているものでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

部会長 どうもありがとうございました。

まちづくりセンターのこれまでの景観に関わる多彩な活動を丁寧にご紹介いただきましたけれども、今日は委員全員がご出席されていますから、一人ずつ感想なり、エールなり、質問なりご自由に発言していただきたいと思います。

委員 私、初めて聞いたことが多くて、大変失礼ですけども、練馬の公社がこんなに役に立っていると初めて知りました。すごい活動をしているのではないかと思います。その中でも感想めいたことと希望めいたことを少し申し上げたいと思います。

区の委託事業の中の最初にご紹介がありました地域景観資源の話。これも変に義務が伴わなくて、非常に柔らかいというまいやり方だと私は思います。上手にどんどん広げて育てるというのは基本的には大変いいと思います。

2年ぐらい前に、私が所属している都市計画家協会が東北で全国まちづくり会議をやりました。たしか景観資源と同じような名前で、北上市がやっていたのではないかと思います。そちらはピンポイントではなくて、ある程度の広がりがある、しかもそれを育てる活動を伴うものを認定していく。そのかわり、その活動が2年続いたという実績を見ながら認定するとか、そういうことをやっていたんです。あれも実に素晴らしいなと思ってい

ました。ああいう話とこれとはちょっとフェーズが違って、両方面白いと思います。

これだけのちらばりをそのままではなくて、何か少し組織的に束ねていくとか。あるいはそれぞれの登録については、これはどういう背景があってどんな経緯でこうなったといった記述がされているので、そういう記述をしっかりとつなげていったり、束ねたりするような感じで見られるとパワーが出るのではないかと考えています。どうやっていいかすぐには思い浮かびませんが、そのようなことで育てば非常に素晴らしいなと思いました。

それから、もう1点は、散歩道の話。実はこんなに練馬が頑張っているのを知らなくて、東のほうの区で3年ぐらい前に、散歩道10選をやりましょうと言っていたのですが、なかなかうまくいかなかったんです。こんなにうまく進んでいるので、これも非常に尊敬に値するくらいだと思います。

もしかしたら既におやりになっているかもしれませんが、今あるものを見て歩くというだけではなくて、散歩道としてある程度位置づけたら、その空間を少しずつ質の高いものにしていくような、先ほどの地域の美観の活動みたいなもの、あるいはベンチを置くという話とか、あるいは景観コントロールのような話とか、そういうことを散歩道にある程度集中して施策化するという感じにつなげていけると、ただ歩いて楽しいではなくて、もう少しいろいろ政策的に展開ができるかなと想像しました。

委員 私は世田谷区が地元なわけですけれども、まず一つは、地域風景資産の活動団体として活動しているということがございます。皆さんご承知かと思いますが、世田谷は地域風景資産という制度がありまして、それはまさに活動団体とセットで、というやり方をしております。これまで3回選定の機会がありまして、だいたい100ぐらいになっていると思います。そういう市民活動として活動団体、地域風景資産、2つ掲げているのですが、活動団体としては、なかなか人が集まらない、高齢化が進んでいるなどさまざま苦労しております。

練馬では登録数を1,000にしたいということですから、世田谷とはある意味で位置づけが全然違うと思いますので、それは1つの方法として素晴らしい方法だと思っていますし、

話が前後しますけれども、本当に網羅的にいろいろ活動されているということで、大変に感心といたしますか、知らせていただいて感謝しております。

地域景観資源に戻りますと、そういう活動団体とセットではないということは、メンテナンスみたいなことはできなくて、例えば木が切られてしまっても区に報告されるかどうかはわからないかもしれないというところがあるのかなと思いました。なかなか維持といたしますか、少なくとも情報的には維持しなくてはいけなくて、数が多くなったらどうするのかという気がいたします。

そういう意味で、推薦した人、あるいはその資産の所有者との関係はどうしていくのか、うまくいける方法はないかという気がいたしました。

そういうプレートのようなものも、世田谷の場合には数が少ないということもあります。QRコードがついておりまして、それに掲げると説明が出てくるというものをつくっているのですが、千幾つとかいうとなかなかそうもいかないのかもしれない。

あともう一つ、私もほかの自治体で景観アドバイザーというようなことをやっております。いろいろな活動に対して、ああでもない、こうでもないということを申し上げることがあるので、そういう意味でいろいろな事例を知っておきたいという思いがあります。

一つ伺いたいのは、先ほどの協定についてですが、20件、60件、100件と増えていったという非常にいい例を伺いましたけれども、協定ということなので虫食い状態でもいいのでしょうか。また、協定を結ぶにあたって判子を押していただいているのでしょうか。あるいは、協定内容というのは、ホームページで拝見すれば出てくるのか、その辺、教えていただけたらありがたいと思いました。

それから、もう一つは、専門家が派遣されるというのですが、それは協定が結ばれる前の段階、協定を結びたいという段階から専門家を派遣していただけるのかということもちょっと教えていただけたらと思いました。

その他いろいろな意味で伺いたいことはたくさんあるのですが、それを伺っていると一人で全部の時間を取ってしまいますので、今はその点だけちょっと教えてください。あり

がございました。

委員 大変網羅的な活動をなさっていて非常に驚きました。それで、地域の共有財産として景観を見ていく。その中で景観との関わりが出てきて、自分たちでも景観をつくっていく、そういうふうな形になっていくのかなと思いました。

何よりも感じたのが、区と連携してやっているということと、それからまちづくりセンターそのものは景観整備機構として位置づけられている、これはすごく当たり前のことですが大きいことだと思います。例えば、私有財産であるところにほかの人がいろいろそれを評価したりするということはもちろんなのですが、特に、公共的な空間に手を加えられないという何か縦割りの線引きのようなものがあると思いますが、それが区と連携することによって、それに触れる、それを変えていくという可能性が非常にあるんだなということを感じましたので、もう少しその辺の事例を教えてくださいたいと思います。

それから、いろいろな事例の中で、最後の「笑和の庭」。非常に面白いなと思いました。これも私有財産に対して、持て余しているような広い庭、環境が豊かな庭をみんなの共有の場所としていく。これからの時代にとっては非常に大事なことかなと思いました。

こういうお話が広がりつつある一方で、空き家などもこういう形でやっていくという話になってくるのか、その辺のところもちょっと伺いたいなと思いました。

委員 私は新宿の神楽坂というところで地元のまちづくりに関わっているのですが、こちらの問題は1つのテーマ、散歩道とかで練馬でいろいろ展開する、お庭のことについて展開するということですがけれども、神楽坂はその地域である程度同じような人がいろいろなイベントに参加する。まち案内的なこともやるし、お祭りの際にブースを出してイベントをやったり、まち案内のアプリを開発したりもしています。横に展開するのと、地域に特化してそこでいろいろなことをやるのと、どっちがいいというよりも、違いがあって面白いという感じがしました。

神楽坂はなぜか結構若い人でボランティアがたくさん来ていて、いろいろなイベントをやるのに行政からお金をもらわなくて動いています。練馬の場合、どの程度若い人が参加

しているのか関心があります。

委員 私は、おそらくこの中で実際にセンターと関わりを持って、ウォッチングの講師をしたり、あるいは地域景観資源を推薦したこともありますから、ちょっと違う立場かもしれないませんが、景観というのは非常に総合的ですし、多様ですので、いろいろな角度から取り組んでいいと思います。あまり演繹的にやるものではない。だから、そういう意味では、こういうやり方はうまいし、いいし、それだけのパワーがあるのが誇らしいことではないかと、練馬区民としてもそう思います。

そのときに、これからどうしていくか、2つのことを考えています。

多様ということは縦、横あるので、まず横で言えば、行政の他の部署。景観はあらゆるところが関係します。例えば、練馬はみどり行政が有名ですけれども、みどり推進課がやっていることとうまくつなげないか。あるいは、さっき観光的とおっしゃいましたけれども、行政では、観光についてはだいたい商工観光課のような部署がやっているところが多いです。実際、区でも10年ぐらい前の60周年記念は、素敵な風景100選をつくった記憶があります。

たまたま来年、ちょうど70周年ということですので、これを機に、今度は景観部署が主導で練馬の観光について取り組めないものでしょうか。これは、私はブランディングだと思っています。練馬は最近ブランド価値がすごく上がっていると思っています。

いろいろな意味で景観をブランド化していくのに、景観を主体にして商工観光課やみどり推進課、都市農業課などいろいろな他の部署を巻き込んで、何かそういうことができるといいなと思います。

縦で言えば、やはり歴史なので、例えばああいうルートマップに「今までここに木があったが、なくなってしまった。どうしてか」みたいなことを考えさせるような、そういう絵を書くとか、さっきご指摘がありましたけれども、「こういうふうになったらいいな」という絵をつけるとか、連続する歴史、これからどうなるかみたいなことがあってもいいかなと思います。

そういうブランディングの感覚で、景観が中心でまちをつくるような感覚でいいのではないかなと思います。

どうしても防災や福祉など大義があるものは言いやすく、景観はいろいろな価値観があるから言いにくいんですけども、そこは景観を主体にしてやってもいい。そのぐらいのことを70周年記念に持っていけないかなと思いました。

委員 私は建築士事務所協会に所属していて、建物専門ですので、なかなか景観のことを日頃から考えているということではないのですが、練馬区では地域景観資源が800件を超えるということで、とっておきの風景がこんなにあると思いませんでした。

私もウォーキングで近所をぐるぐると回ることがありますが、昔から自然があってよかったなという風景が道路整備ということで削られたりして、非常に残念に思っていたところなんです。そういうところで、今度新たに広い道路ができたりして、その周りにみどりが増えてきて、また逆にいい風景ができたりしておりますので、その中の一角に設計するときには緑、花をたくさん入れた建物とか、そういうのはとっておきの風景ということを念頭に置いて設計を考えていきたいと、そのように感じました。

部会長 話し始めるといろいろあって、私自身が関わっている事柄や、仕事の関係でもいろいろ触発されるお話がたくさんありました。

私は建築士会の支部活動の関係で、センターの活動情報はある程度入っていましたけれども、全体としてこういうふうな形で幅広くやっている、区民もこんな形で主体的にやっておられるという話は初めて聞きました。とにかく市民や専門家の活動をプラットフォームとなって支援されてきたことに敬意を表します。28年度で10年目になるとのことで1つの節目になるかと思います。

さて、私もここ10年あまり地方都市のことにも関わっているのですが、考えたら、練馬区は人口70万人を超えています。ということは、鳥取県や島根県と比較すると、県レベルの大きさということになります。今、国では例の人口縮小問題で、このままでは1,800基礎自治体の半分が消滅するのではと話題になっています。練馬区は基礎自治体の1つにな

りますが、東京の基礎自治体の場合は地方の県と同規模にもなるというのは、まちづくりを考える上で大変考えさせられる問題ではないかと思いました。

島根県でいうと、松江市とか出雲市、江津市とかいろいろ基礎自治体がありますよね。それらの市町村を合わせると人口約70万人となりますが、まちづくりの実態を見ると、各々の自治体が独自で、それぞれのまちづくりをやっている。それが一緒になって議論するということはあまりありません。

まちづくりセンターは、それらのまちづくりを1つのプラットフォームの役割を担って活動をしなければならないわけで、現実問題としてこれはかなり大変な支援活動だと思っています。

我々のような専門家でかなり関わっている人間が見ても、こんなに幅広く活動されていたのかと気が付くわけですから、一般区民の人たちにはセンターの活動の全貌はほとんどわかってないと思います。まちづくりセンターがこれだけの活動を区民や専門家、あるいは行政と向き合いやっていることをまず、一般区民の方々に広く知ってもらうことが必要ではないでしょうか。

仕事を増やすような話で申し訳ないのですが、せっかくこれだけの取組をされているのであれば、センターの取組について一回ぐらいは広く一般区民にPRの機会があってもいいのではないのでしょうか。もちろん、活動に参加されている区民の方々は相互に情報交換されていると思いますが、そういう人たちがフォーラムなどを通して一堂に会して、いろいろな活動を全区民に見えるようにする。そんなことをやりながら、記録資料を整理していけば、これからの活動を次の世代に渡していく意味でもそのような場があるといいと思いました。

それからもう一つ。約10年前、まちづくりセンターをつくる議論をしていた時に、専門家としての立場から、行政でもない、民間でもない、中間的な社会的プラットフォームとしてのセンターの役割についても議論しました。

区民対行政という関係性は皆さんよく議論されるのですが、そこで専門家というのほど

うという役割を担わなければならないか。建築の世界ではかなり建築家の仕事の形が変わってきていて、特に30代から40代くらいの若い人たちの中では全く新しい仕事の形をつくり出しつつあります。そういうことも含めて、プラットフォームであるセンターがこうした若い人たちの新しい仕事の形を応援するというか、あるいは異なった分野の専門家同士が具体的な新しい活動の中で連携するような体験の場を提供してあげることができないか。特に景観づくりのこれからを考えると、それぞれの地域で景観づくりに直接関わる専門家たちの人材育成が大きな課題になるのではと考えています。持続可能な人づくりができていくということも、センターのテーマとして戦略的に考えていただきたいなと常々思っています。

なかなか大変だと思いますけれども、25年問題に向けてのこれからの10年ということで、ぜひ新しい取組にチャレンジしていただけないでしょうか。

センター所長 今いただいたご意見、ご質問へのお答えというか、私の知見も入れて少しお話ししたいと思います。

まちづくりセンター自身は景観のほかにもまだいろいろやっています、景観だけに限定をして活動しているわけでは当然ございません。いわゆる、まちづくりの活動が色々あって、地域の中にまちづくり活動をしている団体がまだまだたくさんございます。

先ほどちょっと説明しましたけれども、センターとしては活動団体への助成をツールとして持っているものですから、そういう団体と一緒に組んでまちづくりをやって、その中で景観も考えてということで、なるべく推し進めるようにしております。今までに登録している団体が160団体ぐらいございまして、何かをやる時にそういう団体を応援したり、応援されたりということが結構あるので、そういうのがまたこの景観にうまくリンクできると、我々としても非常にいいなと思っております。中には偶然的にリンクしている場合もございます。

例えば、ご存じかどうかわかりませんが、白子川源流・水辺の会という会があります。これは白子川という川をテーマにして、自分たちで河川の中に入って、河川をきれいにし

ようということ、それにあわせていろいろ河川の中の景観をよくしたり、沿道をもう少しよくしようということ、活動されている団体です。そういうところはわざわざ景観協定を結ぶこともなくて、即実践でやったほうが楽しいという感じで、どちらかといえば、協定を結んだらというふうに我々は言うのですが、あまり協定には興味がありませんといつも言われてしまいます。

そういう団体などもございますので、先ほど委員がおっしゃったようにそういうのをうまく束ねたりできると、我々ももう少し景観のほうに力を発揮できるのかなというふうに思っています。

散歩道については、今はコースに従ってちょっとした案内図とかそういうものがあるのですが、景観をもう少しよくしていくことができないかを考えています。先ほど借景ではなく「貸し景」という考え方について話をしましたが、景観まちづくり研究会からは、それを点的、線的、面的にやっていくにはどうしたらいいかのご提案をいただいているので、そういうものにうまく展開していきたいと思えます。

ただ、そうは言っても、ということ、なかなか進まないところがあります。

委員のお話にございました世田谷の風景活動団体のことは当然研究しておりますが、一定の場合は予算をつけるというようなことがあるみたいですが、何か活動するとお金がもらえるのですか。

委員 そのようなことはありません。別なルートで助成の方法というのはありますが、風景資産だからというものではありません。

センター所長 詳細はわかりませんが、ご指摘をいただいて、メンテナンスという意味では、確かに所有者さんに時々連絡することも結構大切かなと思えました。

この登録制度が非常にいいのは、所有者さんと一応コネがつくれるというところで、願わくばその所有者さんと仲良くして、我々がまちづくりをお手伝いできないかなというふうにいつも心がけておりますけれども、どんどん話が来るといことは残念ながら今のところはございません。

それから、公共的空間に手を加えられるというのがこの景観整備機構の非常にいいところだということをごさいましたけれども、先ほどちょっとご説明した、これは千川通りの拡幅の際に、緑道が一体化しているような場所で「まっぷす」という団体をつかって、緑の移設等についてどのようにすればよいか、実際に計画を立てて東京都に提案して、東京都がそれを引き取って実際にきちんと整備したという事例がございます。

このように何か国なり、都なり、区が事業をやるとうまくそこに住民の参加があったり、こういう景観資源みたいなものをうまく取り入れたりということが当面考えられそうかなと思っております。ただ、それは区のご意向等もいろいろあるのかなとは思いますが、願わくば、そういうことに使えれば資源として意味を持ってくるかなというふうに思っております。

それから、先ほどの「笑和の庭」の話ですが、こういう地域の中で共有の庭みたいなものを開くということは世田谷区でもやっていますが、我々もああいうものをもう少したくさんやりたいなと思っております。今はまだ数例しかありませんが、実際にはもう空き家とか空き庭がたくさんございますので、そういうところでもう少しこのような取組が展開できたらというふうに思っております。

それから、委員がおっしゃられたことに関連して、神楽坂みたいに日本中で有名になるようなところまではいきませんが、練馬でいいますと江古田のほうで少しずつ芸術のまちというようなことで進んでいます。日芸とかそういうのもございますし、実際にそういう活動がかなりあります。今は、4つのまちづくり活動団体に助成しております。

そのほかに西武とも去年から連携できるようになったので、かなり江古田地区というのは特徴のある、先ほどのお話にもございましたブランディングがかなりできるかなということで、ただいま努力中でございます。

また、いろいろな課との連携についてですが、これはやはりいろいろな課でいろいろな事業がございますので、連携できるところは極力連携をしております。例えば、みどり推進課と都市農業課が担当している「農の風景育成事業」というものがありますが、現在、

両課と一緒に、高松という地区で農の風景の事業のお手伝いをいたしております。そういう中で、景観をテーマにしてまちづくりを考えていこうということでやっておりますが、部分、部分に、時々そういう事例が起こるので、そういうものをなるべくうまくとらえて、きちんとした形にできたらということで努力しておりますけれども、どんどんおいしいような話が降ってわいてくるということは、そうめったにないのが現状です。

それから、部会長がおっしゃられたフォーラムみたいなものは、我々も意見交換の場として非常に有効だと思っております。一昨年までは都市計画マスタープラン改定のお手伝いをやっております、そのときに4回ぐらいこういうフォーラムを開催しましたが、意見交換の場として意味がありました。来年度は10年目というちょうど節目でもございますので、アドバイス、ご示唆に沿って企画してみたいと思った次第です。

専門家については、若い人の仕事を発掘することにはなかなかいきませんが、専門家とも日頃からコネクションは持っておりますし、専門家派遣という制度もございますので、なるべく専門家の方にお力添えをいただくような方向で考えております。

先ほど委員から景観協定を結ぶ前に専門家が派遣できるかということでご質問がありました。それはできるようになっておりまして、事前の専門家派遣というのは協定を結ぶ前に練習、助走のために専門家を派遣するという仕組みがありますので、それは可能ですし、そういう意味では非常にいいかなと思っております。

センター職員 押印が必要かとのご質問がありましたが、まちなみ協定を結ぶときは、署名をしていただきます。署名をしていただいた方が来て協定を結ぶという形になっていきます。それでご本人の同意をいただいております。

委員 やはり個人の名前でやるということですか。

センター職員 そうです。

委員 わかりました。それは別に判子を押すか押さないかはどちらでもいいので、署名、サインがあればということですね。ありがとうございました。

センター職員 ただし、協定を結んだ後、順次増えていくごとに協定に入るかどうかと

ということについては、増やした時に登録するとか、その方を認定するという仕組みはまだできていません。

委員 例えば、こういう方が参加したいとなりましたのでと名簿を持ってきてお預けすれば、それで認められると考えてよろしいですか。

センター職員 制度上はそういった形がまだできてないのですが、変更ということがあるかと思います。

委員 協賛しているというような参加もできるわけですね。ありがとうございました。

センター職員 もちろん基本は地元の方に協定を結んでいただいて、それを区が認定するという形です。地元で協定締結者がこれだけ増えました、と申し出てくれればその分増えていくことになります。決して、地区で同意率が何パーセントとかではなく、点在する形も考えられると思います。

もちろん協定を締結されていなくても参加してもらっても全然構わなくて、そこはあえて敷居とか区切りをつけるのではなくて、地元の方にインセンティブをもって活動してもらっています。

部会長 区のほうからは何かありますか。

都市計画課長 今のまちなみ協定について一言加えますと、これは区の制度としてやっています。ですので、書類上の審査は最終的に区にいただいて、それを認定することになります。区のほうで決裁するのですが、事務的な入口の相談や活動支援についてはすべてまちづくりセンターのほうでやっただいていてというところです。

登録ですが、制度的には公共がやっているにしては、ものすごく敷居の低い制度です。とにかくこういう趣旨で、地域のまちづくり、景観まちづくりをやりたいという方が何人が集まり、少しでも前を見てやっただいていてと認められれば、特に悪いことをしていない限り、もうその趣旨で認めております。それでどんどんやっただく。そのかわり、登録された、認定されたことによるメリットはそんなになくて、まちづくりセンターの支援や専門家の派遣を受けられるというようなことだけで、補助金等はありません。

そういった点では、あくまでも自主的にやっていただくことに対する支援、地域の自主的なまちづくり活動を育てていく土壌づくりということが1つの大きなねらいだと思っております。地域に愛着を持ってもらう、そして地域のまち、景観の共通の目標を共有化していただいて、そして1つでも2つでも自分の庭先をきれいにするというところから始めて、地域のまちづくりに関わっていただく、そういったことをねらいにやっている制度だということです。

委員 地元で市民活動をする側からの発言になりますが、自分たちの関係あるエリアの中でまち歩きをよくやります。もちろんいい景観のところもありますけれども、どちらかというとなんかたくさんあるわけではないんです。そのいい景観のところというのは、ある種の拠り所として必要だし、見ていただきたいというのもあるわけですが、Aという景観とBという景観の間も大事だと思っています。それは、まちがどう変わっていくか、まちが必ずしもいい方向に変わるだけではないのですが、そういうふうなまちが変わっていくということを実感して、それがいい方向ならどう伸ばしたらいいか、悪い方向ならそうならないようにするにはどうしたらいいかとか、そういうことを考えていただきたいという気持ちでいつもまち歩きをしています。

案内のときには、あまり大きい声では言いにくいので難しいのですが、昔の写真と現在を見ていただき「前はこうでした」ということをお示しすると、それなりに感じてくださるかなと思っています。

海外に行っても、教会などいろいろなところに行って、その間のことは何も覚えてないみたいな旅行ではないのだろうなという気がしております。

センター所長 昨年11月、大泉でちょっとしたお茶を飲む旅、「ちゃい旅」というものを実施しました。そのときは過去の航空写真4枚くらいを用意して、昔はこの辺はこんな様子でしたとか、それがどんどんこう変わってきてという話をしました。一般の方は大きく伸ばした航空写真をそれほど細かく見るということはないので、大変興味深かったみたいですね。

「プラタモリ」という番組がございますけれども、あれでやはり面白いのは、別にあれはいい景観を紹介しているのではなくて、そうじゃないものを必ず見ようと。地形とか、岩があるとか、いろいろな違う視点で見ている、非常に観光的じゃないので面白いのかなと思います。やはりまち歩きも、いいと思っているものだけではなくて、よくないものもよくよく見るとそれなりの味があることがわかるというのが、ウォッチングのよさかなと、私自身は思っています。

部会長 自分の仕事に引き寄せて話すと現実はそのように格好よく始末がつかないので、あまり大きなことは言えませんが、景観の議論の大前提は、やはり「景観は結果」であり、人々の空間のニーズや生活のニーズなどが総合された結果なのだと考えています。

例の城南組合の活動成果が、国が主催する「住まいのまちなみコンクール」の大臣賞をとられました。あのコンクールは10年以上続いて、今年は12年目になっています。先は景観を手掛かりに各地域において住民主体で自らのコミュニティ環境の維持管理活動を継続している団体を表彰しようということから始まりました。

景観については、特に緑の維持管理をすることから始まっていますが、今はどういう視点に着目しているかということ、先の「景観というのは結果である」という視点から、景観の背景に生活とか経済とかみんなあって、そういうものが最終的な表現として出るのが景観なので、景観だけを先に取り上げて「このような景観が素晴らしい」という評価はできないという考えで評価をしています。

生活そのものが崩壊するのではないかといった、今の厳しい地方都市問題と向き合う中で、これからの空間のあり様、生活の仕組みをどう考えたらよいのかといった中から見えてくる「まち」のあり様の結果として、その地域にしかない生活豊かな独特な景観が生まれてくるのではと考えているのです。突き詰めて言えば、市民、行政、専門家が連携し、否応なく求められる新しい“共同体”を前提としたまちの生活像、空間像を探り、それを市民の文化的感性で表現できれば、リアリティーのある景観を私たちは享受できると考えているのです。

その意味からも私たち専門家は、建築だけでなく都市計画とか、更には社会学、歴史、地理学などの文化的立場からのいろいろな専門家も入って議論できる場が必要なのだと思います。まちづくりセンターがそういう議論の場を提供してくれればと思っています。

そういう役割も含めて、これは最終的には多分資金的問題で、区も含めてなかなか大変で、やりたいと思ってもできないこともたくさんあると思います。具体的な事例紹介も含めてお話ししたいことも多々ありますが、それは次の機会にということで、とにかく出来るところから頑張りたいなと期待しています。よろしくお願いします。

委員 先ほどブランディングという話をしたのですが、ブランディングには一般にインナーブランディングとアウトーブランディングがあります。外の人にこんなにいいまちだと広めるのはアウトーブランディングで、これは観光、経済発展、そういう話につながります。

それはいいんですけども、まずはやはりインナーブランディングが必要だと思います。インナーというのはもちろん実際にまちづくりに関わっている都市計画課の人が一番ですけども、まずは区内、都市計画の所管ではない区の部署。ほかと連携と言ったのはそういうことで、ほかの方が「景観がこんなにいいまちだから、これを大事にしていこう」という気持ちをみんな持っていて、区の職員の方がそれを誇りにできる。そして「こんなにいいまちに住んで、こんな景観の魅力のあるまちに住んでいる」と区民が思えるようにしていくことが、インナーブランディングです。

私はそれが一番大事だと思っています、そうすると自然にアウトーになるわけです。観光とか経済というのはもちろん大事なものですけれども、実は練馬にはみどり行政、農行政、憩いの森、体験農園など素晴らしい、誇れるものがたくさんあるわけです。景観を主眼にして組み立ててもよいのではないかと思っています。そういう種が十分あるなと思います。今日、お話を伺って、楽しみであるし、期待が持てるなと思いました。

部会長 話は尽きませんが、時間の関係もありますので、前回の宿題でもあった、つぎの「その他」の問題に移りたいと思います。説明をお願いします。

建築審査課長 お手元の「高度地区の最高高さ許可における再許可の手続きを要しないものとして取り扱うケース（案）」という、こちらの資料に基づいて説明させていただきます。

前回、私どものほうから軽微な変更ということで、いろいろ提案させていただきました。委員の皆様には変更の必然性や事情について一定のご理解はいただいたものの、基本的な考え方・概念的なものについては皆様からさまざまなご意見をいただきましたので、その内容を整理して、改めてご提案させていただきたいと思います。

まず、タイトルを変更いたしました。以前は「軽微な変更」という言葉を使っていたのですが、今回は、「高度地区の最高高さ許可における再許可の手続きを要しないものとして取り扱うケース」とさせていただきます。

その趣旨については「はじめに」をご覧ください。建物の建築に際しては設計を進める過程で計画の変更が多く見受けられる。高度地区の高さの許可を取得した建築物でも実施設計、施工中および完成後に建築計画の見直しが生じることが想定される。その中でも、一定の規模以下で当初の許可内容を逸脱しない場合については、区長は許可の再手続きを要しないものとして取り扱うことができるものとする。このような趣旨でございます。

許可内容を逸脱しない場合として、以下4つのケースを考えてみました。

ケース1、見かけ上が変わらない、あるいは減少する場合。例えば、高さや床面積の減少。もう一つは、用途や構造の変更。ただし、主たる用途や構造を変える場合を除く。また、内部の間仕切り壁等の変更。影響が少ないと思われる地下階（地盤面下）の変更。このような場合です。

また、ケース2は、建築計画の進捗に伴い、部分的かつ小規模な設計変更をする場合。例えばですが、柱、壁等の芯ずれによる床面積の増加。また、敷地の建物があるときの測量と、建物がなくなった後の敷地の再測量により生じる敷地面積の増減（誤差）。このような場合です。

また、ケース3は、小規模な増加（景観等周辺環境に影響を及ぼすものを除く）の場合。

例えばですが、屋上部で建築基準法の高さに含まれないもの。図1も見ながら聞いていただきたいと思います。例えばですが、階段室、昇降機塔、はと小屋等の設置。これは許可時の見上げ角内に収まるものに限りです。これは、用途はこういう階段室等に限りまして、高さに含まれないということは、建築面積の8分の1という前提でありますので、こういう小規模なものとさせていただきます。また、小規模な駐輪場、駐車場。車寄せ程度を想定しています。それから、小規模な防災倉庫等。このような場合です。

また、ケース4は、緑化の面積が減少せず部分的な位置等の変更の場合。例えばですが、緑化の一部位置の変更を行うが、敷地全体での緑化面積の合計が許可時より減少しないもの。また、接道緑化の変更の場合は、事情により駐車場からの車両の出入りを1か所は変更してもかまわないと考えました。これは図2を見ていただきますと、部分的な変更は行いますが、その部分の面積等をほかの部分につけて、緑化全体としては面積に変更がないということとさせていただきます。と思います。

以上、このような案を提示させていただきます。

部会長 これは文章としてこういうことで、まだ表現は検討するということですか。

建築審査課長 はい。制度としてももう少し詰める場合には、文章も整えるつもりですが、本日は、考え方としてはこのようなものでいかがでしょうかということでご提示いたしました。

部会長 これは都計審との関係ではどうなんですか。発表するんですか。

都市計画課長 今日、建築審査課長のほうからご説明した内容は、要は、これまでは軽微な変更という形で、「変更」という概念については変わりないということでした。しかし、前回の委員の皆様からのご指摘にもあるように、制度上軽微であっても「変更」という概念に大小の概念は入れられないだろうとなると、一方で、設計上、本当にこういったことまで再許可が必要かということも、建築、設計の過程、あるいは計画の過程で実際の問題として出てきます。ですから、そういったものを、当初の趣旨から全く逸脱がないとみなせれば、それは「変更」ではなく当初の許可の範囲内でみなしていけるというように

考えられるものについて整理しようということでございます。

結論としては、再許可の手続を経ないということですので、報告としては当部会への報告ということは考えられても、本審議会での報告は考えていません。こういった場合の手続、こういったもので読み取れる場合には特段の正規の手続は経ないでやっていこうという提案です。

委員 最初の「はじめに」については大変わかりやすくなったと思います。許可内容を逸脱しない場合はいい。これはいいと思うのですが、その下の4例がすべて逸脱しない場合かどうかについては少し引っかかります。

具体的には、例えば見かけ上が変わらない、あるいは減少する場合。減少するのはどのように減少してもいいということですよ。例えばですけど、練馬ではマンションの屋根について傾斜屋根ならいいけれども、フラットは駄目だということをやっていたと思います。そうすると、傾斜屋根で了解したものについて、減る方向でフラットにするのはいいのか。減れば何でもいいというわけにはちょっといかないのかなと思います。

それから、3番目の小規模な増加ならいいというケース。これも例えば許可に関して緑地率を義務として課したとすれば、緑地を減らすような設置はまずいということになります。

ですから、個人的な意見ですが、結論から言うと、以下の1から4までのような事例で、許可条件に抵触しないもの、そういう歯止めをかけておかないといけないのではないかと思います。個別案件でどこまで許可条件が出るかは、これはやってみないとわかりませんが、いろいろ議論して、こだわられた内容に引っかかるような変更であれば、1から4までに該当していてもやはり問題だと言えるような状況をつくっておいたほうがいいのではないかと思います。

委員 もう一度確認なのですが、1.2倍、1.5倍にかかわらず、この扱いということですか。

建築審査課長 この場合、もともとの許可を逸脱しないということですので、1.2倍、

1.5倍の両方と考えています。

委員 ということは、1.2倍の場合には、許可条件がほとんどついてこないということですか。そうすると、自動的ということであれば、そういう許可条件を逸脱しないという条件をつけにくいのではないかと思いました。

前回、まだ事例がないということをつかいましたが、やはり先にこういうものができてしまって、それで運用されるというのはどうかと思います。基本的に簡単な変更で、今言われたような許可をしても問題ないようなことについては、少し柔軟に扱いたいということは何らかの形で表明されてもいいかと思いますが、このように内容を書いてしまうと、ちょっと出てきたときに本当によかったのかなと思うような気がします。少なくともこういう部会がある以上は、何か出てきたら部会で少し見せていただいて、これならいいのではないかということ議論できる事例が少しわかってくると、もう少しいいのかなという気がいたします。

前回申し上げましたが、例えば防災倉庫、そういうものはいくら小さくてもかなり景観上問題になると私は実感しておりますし、そういうものまでいいですよというのは厳しいなと感じます。

委員 再度の許可手続がいないというと、当事者がその中に入っているからやりましたということで、手続的には届出も何もいないということになるのでしょうか。

建築審査課長 再許可は要しないとしておりますが、許可のときの内容や、お示ししている1から4までのケースに該当するかどうかについて、やはり行政で扱いなどを判断させていただきたいと思っていますので、少なくとも建築基準法12条5項のように変更の内容を報告していただくような形はとらせていただきたいと思います。

委員 確認の再申請がいない軽微な変更とか、変更によってもいろいろな扱いがあると思いますし、それから例えば総合設計の許可、そういうようなことについても取り直さなければいけないということはあると思いますので、そういう意味でも何点かバランスの問題もあるかと思います。

都市計画課長 私が今の段階で考えておりますのは、これを制度化して、こういった場合には許可はいらぬというような審査基準といいますか、客観的な公開された基準として扱うのではなく、どのような変更があっても、あくまでも再許可が原則であると考えております。ただ、行政の運用の中で、そこまでとる必要はないだろうというものについて、行政の責任をもってこういった場合には手続を省くことができる。こういう運用基準として整理していきたいと考えております。

ですので、よく見たら何か内容的に、定性的な面でおかしいと感じられるのに、この基準に沿っているからいい、だから認める、ということではなくて、あくまでも私どもの運用の基準として、こういった場合にはそういう再許可の手続を省略できるという内容で運用していきたいということです。

もちろん、どのような基準であっても内部規定ですから、請求されれば公開・公表することは必要ですけれども、あくまでも私どもの制度の運用に当たっての行政としての解釈基準というようなことで考えていただきたいと思っております。

この部会は、こういった制度を始めるに当たってご意見をいただく場ですので、行政としてそういう運用規定を定めるに当たって、あらかじめご相談している。そういう位置づけになると思っております。

部会長 この問題は、行政の側としては、多分部会をまた開いて、議論するという手続きをとってはい相手側にも負担をかけすぎるというようなことで、さっき言われたように行政の運用の中でこのぐらいは当初の許可内容を逸脱しない範囲の変更だということで、手続的に少し簡素化できないかということで提案いただいているものだと思います。これは、我々出している側もそう考えるんです。

震災の復興でもすごく補助金が出て、ここまでやらなければならないということで、ちょっとした変更も大変な作業をすごくやらされました。

これまでは、日本の建築行政の中では、そういうところが性善説に立って緩やかになっているというのは、本当に質をよくしていくためには重要なことでもあると思います。変

更に係る作業だけにものすごくエネルギーをとられていて、本質的なところをよくしていくところに専門家があまり時間を割けないという事態になるのです。

私は、先ほど委員がおっしゃったように、許可内容に逸脱しない場合という定性的表現がすごく重要だと思います。ここで言っていることは、1.2倍のときは、かなり行政の裁量でできるように定量化して、だけど、1.5倍までいったときには定量的な判断だけではないから、定性的な判断をこの部会というみんなの合議の中で、ある種のコモンセンスとして、このくらいならいいと定性的に判断するわけです。

今回提示いただいた資料を見ると、2番ぐらいまでは当然だろうと思いますが、その下については、例えば斜線に入っていればいいのかというと、1万㎡、10万㎡もあるような巨大なスーパーもありますから、8分の1といってもかなりのボリュームになって、許可した側の判断をかなり超えてしまうことも考えられます。それを数字や図でこのように示してしまうとかなり問題が出てしまうと思います。

今回の表現だとやはり定性論を定量的な議論に置き換えてしまうという矛盾が出ているのだろうと思っています。つまり、当初の許可内容を逸脱しない場合の判断基準の大枠を、定性的な表現でうまく示せないかということです。そしてどうしても定量的な表現も入れないと相手に伝わらないというのであれば、具体的な参考事例的表示という方法を採用することはできないでしょうか。定量的な拡大解釈で考えてやったらいくらでもできるのであれば困ります。

委員 部会をちゃんと開くということまた大変ですが、部会の運用方法などは工夫の余地がないのだろうかという気がします。

委員 私も行政側にいたことがあるので、区がやりたいことはよくわかります。そういう意味では、事後報告をしていただくことが1つの方法として考えられるのではないのでしょうか。事後報告を受けて「これはちょっとまずかったんじゃないの」など部会として検証して、そこで1つの経験が積み重なります。その案件はもしかしたら問題だということになります。直近の部会で事後報告により了承をとるとするのは1つの折衷的な方法で

はないかという気がします。

建築審査課長 区としても手続を要しないというケースでも、事後報告はさせていただくことを想定していました。

委員 そのときもこの1から4まではすべてフリーというより、定性的な判断ができる余地を残したほうがいいと思います。

都市計画課長 まず、定性的過程の結果ということで、1.2倍と1.5倍のケースがあるというようなことですが、これまでの経過の中で、先日の清掃工場、あれは1.2倍の緩和ですが、一定程度、定性的な判断が必要じゃないかというご意見をいただきまして、そういった判断も含めて、許可していただいたというふうに考えております。

また、部会長からも従前からご指摘いただいているように、1.2倍であっても、あまりにも幅の広いものとか、そういったものはどうかという問題提起もいただいているところでございます。そういった点では、そのあたりのことも整理する必要があるというのが従前からありました。1.2倍の場合でも基本的には何らかの定性的な判断を入れていくということがこれまでの到達点なのかなと思っております。

そういった意味では、1.2倍も含めて、あくまでも定性的にその趣旨を逸脱しないものという範囲で考えていくということで整理できないかというのがまず1点でございます。

あとは運用ということですが、あくまでも運用ということになりますので、当然ながら事後報告、あるいは事前の会議を開かないまでも資料配付、あるいは部会長にご相談するとか、そういった内容で全く行政側の判断だけで行わないような、そういったことで制度を運用していくということでまとめたいなと思っております。

今、申し上げたような運用を含めて、一定程度、考え方としてこのような方向性でご理解いただければ、本日いただいたご意見を踏まえて、文章として整理して、改めて次の機会にご報告させていただきたいと思っております。

部会長 そういうことでよろしいでしょうか。

委員 前回欠席しまして、この話を聞くのが初めてなものですから意見を申し上げても

よろしいでしょうか。

率直に申しますと本日の提案にちょっと驚いております。清掃工場するときもかなり質的な問題まで踏み込んで議論してきた記憶がございます。こういうものをぜひつくりたいという区の気持ちはよくわかるのですが、今まで部会があまり開かれていないということは、事例の積み重ねがないわけです。そういう中で、唐突にこれが出てくるというのは、私はすごく不思議で、違和感を持っているのが正直なところです。

都市計画課長は、これを運用基準とするとおっしゃいましたが、これがこういう形であらわれていると、担当者が変わると事実上これで動いてしまうと思います。このことは相当慎重に考えないといけないと思いますし、なぜ今これをやらなければいけないか。前回議論があったのかもしれませんが、それをもう一度確認したいという気持ちでございます。

例えば、この中で「見かけ上変わらないあるいは減少する場合」とありますが、見かけ上変わらなければ法的にはいいかもしれませんが、用途や構造の変更というのはすごく気になります。

4番目の緑化についても、位置によって相当変わるというのが当然のことですし、これをこういう形で文章化して、当初の内容を逸脱しないという形の中に盛り込むのはちょっとどうかなということを感じます。

もう少し積み重ねがあってからでしたらわかるのですが、なぜ今これが必要なのかというところはもう一度確認させていただきたいと思います。

建築審査課長　なぜ、こういう提案をさせていただくかということですが、清掃工場のケースで申し上げます。清掃工場については再許可をとらせていただきました。これは大きく変更があったためです。ただ、その前段階で、小さな変更について事前に相談を受けておりました。例えば、屋上の突出物が少し出るとか、物置を新たに設置するとか、高さに含まれないものとか、そのような小規模なものについての相談です。

また、質的なものについて、高さに関係するものはもちろん再許可が求められますが、そもそも1.2倍基準で、高さに関係ないようなものについてまでどこまで制限することが

できるのか、実は本当に悩むところがありました。

清掃工場は再許可ということで整理させてもらいましたが、今後、マンションの建て替えに当たり高さの許可の再許可ということも予想されますので、これを機会に今のうちにある程度の整理はさせていただきたいとの思いで提案させていただいております。

委員 当初の許可内容を逸脱しない場合をどのように書くかという点が課題だと思います。やはり、定性的な部分については裁量性をもって許可できるような形にさせていただきたいと思います。

部会長 先ほど申し上げたように、この議論はなかなか難しい問題を抱えています。先ほど委員が質の問題とおっしゃったことを私は定性的と言いました。定性的な判断で許可したものを、後の変更の問題は定量的に判断しようとするところに矛盾を感じるのだと思います。事例的表示の方法ということも申し上げましたが、確かに現在事例としては1件しかありません。

しかし一方、不動産開発、ディベロッパーのような民間の場合ですと、時間が勝負みたいなところがあります。高さの許可について戦っても勝ち取れないとなると、経営的判断でそういうことから身を引くことが考えられます。ですからこの問題は、結果的にはかなりパブリックなものの中でしか起こらないのかもしれませんが、今慌ててやらなければならないのかどうかということについては行政としてはどのように説明されるのでしょうか。

建築審査課長 先ほどの清掃工場の場合というのは、ものすごくボリュームが大きくて、レアケースに近いものです。質的なところで検討しなさいと言われれば、清掃事務所は言うなりに対応したと思います。

ただ、1.2倍緩和については基準が定まっています。こういう緑地や何かを設ければ許可できるというようになっていきますから、そこについて後から定性的、質的な配慮を求めることは行政としてもできないと考えております。部会に諮ったとしても、付加条件を課すことは非常に難しいと思います。

定量的なもので許可を出したものについて、次に若干の変更をしたいという場合には、

また数値的なもので持ってくるしかないと思います。例えば意匠を変えたいというような定性的なもの、質的なもので変えるのではなく、定量的なもので変えたいということで話が来ると思います。それに対応するには、やはり最初の趣旨を逸脱しないものに限り、なおかつ量的なものと言いますか、ケース的なものをあらかじめ定めておいたほうが対応しやすいのではないかと考えております。

清掃事務所はあくまでもレアケースで、今後、1.2倍緩和のケースでこちらの言うことを聞いてもらうということは、通常は考えられないと思ったほうがよろしいかと思っています。

委員 ただ、この提案は1.2の場合も1.5の場合も両方ですよな。

建築審査課長 今回はそのように考えています。

委員 1.2の場合だったら仕方がないかなと思いますが、1.5もこれをやろうと考えるのはちょっと違うかなという気がします。

委員 委員が言われるのはもっともで、このように書くとこれがどんどん動くということで非常に気になるのはわかりますが、一方で、具体的な案件で相当相手に対して理不尽であるという実感を持ったのだと思います。そのことは、やはり今の段階でそれなりに考えるべきだと私は思います。

それで、具体的には、許可だからといってあらゆる条件をつけられるということにはなりません。なぜ制限しているかという理由との関係でいうと、許可するときとしないときの観点がはっきりしていなければむしろ許可もできないので、その観点到まさに抵触しなければいいでしょうと。これはこれでロジックとして私はいいと思います。

資料に書いてある4つはあくまでも参考事例であって、このようなもので、その許可の経緯に照らして支障がないと判断できるものはいいいというように頭をかぶせておけばいいのではないかと私は思います。

委員 私も前回申し上げたと思いますが、いたずらに事業者や行政の負担を増やすということは避けるべきだと思っております。

私も今のご意見と同じようなことを考えていたのですが、ただ、ここにある4つの場合について、例えば「以下のようなもので、かつ」と条件をつければよいものか、ちょっとこのままだとわかりにくいと思います。

それから、この例の中で、この段階で書いておかないほうがいいのではないかと思うものもあります。あらゆる場合に事前明示できるわけではありませんので、これに準じて、そういうことならいいですよ、というのは行政の判断の範囲ではありますが、明示まではしておかなくてもいいかなと思います。

例えば、地下はいいと言えいいように思いますけれども、からぼりが変わるような話になってくると、いくら見えないと言っても相当影響があります。ですから、この例の中で書いておいていいだろうというものと、ちょっと避けておいたほうがいいのではないかというものがあるような気がいたします。

それは運用で、この程度ならここから読んでいいのではないかというご判断は、行政の側でなさって私は構わないと思います。

部会長 今日議論で、だいたい委員の方には趣旨がご理解いただけたと思います。

言葉としてこれを残しておくというのであれば、表現の問題として少し工夫してもらって改めて議論するかどうかですけれども、あるいは委員の方に修正した資料を示してもらって紙上で議論するのか、両方考えあわせて検討していただくということによろしいでしょうか。

委員 もう1点だけよろしいでしょうか。先ほど、事前に紙を回すとか部会長の了解を得るという方法も考えられるという話がありましたが、私はそれはやめたほうがいいと思います。というのは、部会長がいいと言って、その後から出てきたらみんな意見を言えなくなってしまう。

むしろ予算の決算審査のように事後審査をして、問題があればこれは問題だということをやちゃんと指摘できるようにしたほうがいいと思います。誰かが一回いいと言ったということ、ほかの人はしゃべりにくくなってしまう。

委員 今おっしゃっているのは個別の案件についてですね。私も個別案件について、持ち回りなどはやめたほうが良いという気がします。

部会長 事後報告で、問題があった場合はちょっと判断がおかしいということが言えるということですね。私も部会長としては、「部会長一任」というやり方は、問題の性質上やめていただきたいですね。

委員 はい。問題があったとしてもその案件について戻ることはできませんが、「これは間違っただけ」と今後の参考にすることはできます。

部会長 今日はまちづくりセンターに関する議論が大変面白くて長い時間を使ってしまいました。一応時間となりましたので、このあたりでよろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から連絡をお願いします。

事務局 本日は長時間にわたりご議論いただきありがとうございました。

事務局から1点連絡事項がございます。

次回の日程の件ですが、現在、具体的な日程は特に決まっておられません。改めて皆様に連絡を差し上げまして、日程調整をした上で開催させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

部会長 それでは以上で本日の部会を終わりたいと思います。

ありがとうございました。